

## 公正競争規約違反に対する措置等

A社：神戸市中央区所在 免許更新回数（1）  
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》  
対象広告：ポータルサイト

### 賃貸住宅2物件

#### ■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 既に契約済みであるにもかかわらず、新規に情報登録を行い、長いもので約5ヶ月半の間、短いもので少なくとも12日間、継続して広告。

B社：兵庫県三田市所在 免許更新回数（1）  
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》  
対象広告：自社ホームページ

### 中古住宅1物件

#### ■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、7ヶ月半の間、継続して広告。